

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	総務部調整担当課 什器・備品一式
発 注 課	総務部調整担当課
選 定 事 業 者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（以下「特別給付金」という）については、内閣府より、申請期限が令和4年9月30日までと示されたことから、事業実施期間が令和4年度に及ぶことに伴う繰越明許費について、令和4年1定で補正要求し、令和4年3月2日に議決されたところ。</p> <p>調整担当課事務室の什器類については、令和4年4月1日以降も、これまでと同等数の什器類が必要となるが、市民への給付金の支給や、問い合わせ対応が遅れることなく調達する必要がある。</p> <p>早急かつ業務を止めることなく、確実にすべての什器類を揃えるには、すでに設置している当該選定業者から調達した什器類を継続して使用することが、最も有効的であると考える。（納期限までに確実に調達できている状態、搬送費用等が不要になることなど）</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることとし、特定により当該選定業者から見積書を徴することが妥当である。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決 定 日	令和4年3月23日